

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、落札決定及び契約締結にあたっては、本調達案件に係る令和8年度予算（暫定予算を含む。）の成立及び予算示達が条件となることを了承のうえ、入札に参加すること。

令和7年12月1日

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 中村 克彦

支出負担行為担当官

九州農政局長 緒方 和之

分任支出負担行為担当官

門司植物防疫所福岡支所長 野村 幸弘

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 件 名 | 職員一般定期健康診断等業務（単価契約） |
| (2) 仕 様 ・ 規 格 | 仕様書による |
| (3) 数 量 | 仕様書による |
| (4) 履 行 期 限 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 履 行 場 所 | 仕様書による |

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- | | |
|---------|--|
| (1) 場 所 | 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階） |
| (2) 日 時 | 令和7年12月1日～令和8年1月9日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
(令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。) |

5 入札執行の場所及び日時

- | | |
|---------|--|
| (1) 場 所 | 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階） |
| (2) 日 時 | 令和8年1月14日10時00分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和8年1月13日正午までとする。 |

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 中村 克彦

令和7年12月1日

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事實をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigousya.pdf）を御覧ください。

仕様書

1. 件名

職員一般定期健康診断等業務（単価契約）

2. 概要

「人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）」及び「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について（通知）（令和2年1月8日元地第185号大臣官房地方課長）」に基づき、九州漁業調整事務所、九州農政局福岡県拠点、門司植物防疫所福岡支所及び門司植物防疫所福岡支所（福岡空港）に所属する職員の健康診断及び検診を行う。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 対象とする健康診断

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) その他の健康診断及び検診

受診予定者数等の詳細については、別紙1「健康診断等実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

5. 発注

発注者（九州漁業調整事務所、九州農政局、門司植物防疫所福岡支所及び門司植物防疫所（福岡空港））及び発注者の指定する発注補助職員（以下「発注者等」という。）は、別紙2に定める発注書により発注する。

6. 健康診断実施方法

(1) 一般定期健康診断

- ア 実施場所については、実施要領のとおりとする。
- イ 健康診断に必要な機材・物品（検査容器等を含む）等は、受注者が全て準備するものとする。

なお、発注者等の庁舎敷地内で健康診断を行う場合、実施会場の設営は、当日、受注者が行い、健康診断終了後は速やかに原状に戻すこととする。

また、健康診断の際に必要とされる机、椅子は発注者等が提供する。

- ウ 健康診断の際は、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の誘導その他に配慮し、滞りなく実施すること。

エ 当初予定した受診日に受診できない者については、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）において受診することとする。

- オ 実施要領の1の(1)の検査項目のうち、「胃内視鏡検査」については、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）において実施する。

(2) 特別定期健康診断

- ア 「聴力検査」、「握力検査」、「寄生虫検査」、「皮膚検査」、「腰部検査」、「血圧測定」、「血液関係」、「自覚症状の検査及び診察」及び「尿検査」については、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）において、年2回（6ヶ月に1回）実施する。
- イ 実施要領の1の(2)の検査項目のうち、「聴力検査」、「血圧測定」、「血液関係」、「自覚症状の検査及び診察」及び「尿検査」については、一般定期健康診断と同日かつ同場所で実施することを可能とする。
- ウ 「伝染病検査」については、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）において、年12回（毎月1回）実施する。

(3) その他の健康診断及び検診

- ア 実施要領の1の(3)の検査項目のうち、「乳癌検査」及び「子宮癌検査」については、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）において実施する。
- イ 実施要領の1の(3)の検査項目のうち、「臨時の健康診断」については、超過勤務時間が一定の条件に達した職員が発生した場合に、発注者等が別途指定する日に受注者の医療機関（福岡市内）で実施する。
- ウ 実施要領の1の(3)の検査項目のうち、「情報機器作業健康診断」については、一般定期健康診断と同日かつ同場所で実施することを可能とする。

7. 健康診断実施体制

(1) 医師及びスタッフ等について

- ア 人数及び対応者について
 - 一般定期健康診断等を実施する場合にあっては、医師1名の他、実施予定日数及び受診予定者数に応じ、必要な人員を配置すること。
なお、医師、看護師、X線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確、親切を旨として健康診断を行うこと。
- イ 「レントゲン読影法」について
 - 専門医による読影を行うものとし、受注者の責任において専門医のダブルチェックを行うものとする。
- ウ 検査機器について
 - 検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

(2) 健康診断受診票の作成について

- ア 書式については、発注者等と別途協議の上決定することとする。
- イ 既往歴（服薬歴、喫煙習慣の状況等）調査を含む問診票を付すこと。
- ウ 受診票は検査容器とともに、健康診断に支障が生じないよう必要数分を事前に提出すること。
- エ 実施要領1の(2)の検査項目のうち門司植物防疫所福岡支所及び門司植物防

疫所福岡支所（福岡空港）（以下「植物防疫所」という。）が行う年2回の「自覚症状の検査及び診察」については、植物防疫所と受注者が協議の上行う。

8. 結果報告

ア 本業務に係る報告物は、①業務完了報告書、②健康診断結果、③健康診断結果一覧表、④電子ファイル及び⑤有所見者の職員一覧表とし、健康診断終了ごとにそれぞれ3週間以内に報告すること。

なお、電子ファイルの提出に当たっては、提出媒体や内容などについて発注者等と別途調整を行うこと。

イ 健康診断結果（以下「健診結果」という。）を2部作成し、提出すること。

ウ 業務完了報告書及び健康診断結果一覧表（以下「一覧表」という。）を1部作成し、提出すること。

エ 各健康診断の結果について、健診結果及び一覧表と同一内容のデータを電子ファイル（E x c e l ファイル、 XML 形式）にて提出すること。

オ 有所見者の職員一覧表を作成し、有所見箇所及び判定状況、再検査の有無等のデータを電子ファイル（E x c e l 形式）にて提出すること。

カ 特別健康診断に係る健診結果データの納品については、発注者等と別途調整を行うこと。

参考：厚生労働省が定める標準的なファイル仕様に即した XML 形式

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」

（2021年2月版）P82～

（参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000735512.pdf>

9. 請求

発注者ごとに請求書を作成し、請求すること。

10. 事故防止と補てん

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

なお、万一、受注者の管理責任に基づく事故が生じたときは、受注者において、賠償、修繕及び弁償すること。

11. 環境負荷低減に向けた取組

（1）環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

① 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

② 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ② プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ④ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

1 2. その他

- (1) 本業務に用いる受診者の年齢については、全て令和9年3月31日現在とする。
- (2) 業務上知ることのできた秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者等の指示に従うこと。

健康診断等実施要領

実施すべき健康診断等の検査項目、対象者、検査内容、受診予定人数、場所及び実施予定期は下記のとおりとする。ただし予定であるため、実施の際は担当者と協議の上、決定するものとする。

1 検査項目

(1) 一般定期健康診断

項 目	内容	予定人数					対象者
		計	農政	漁調	植防 福岡 支所	植防 福岡 空港	
1 内科診察	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）、診察及び判定	178	50	90	23	15	全職員
2 身体測定	身長・体重・腹囲・BMI 視力検査 聴力検査						
3 血圧測定	座位測定						
4 聴打診検査							
5 胸部X線撮影	間接、直接又はデジタル撮影を行い、写真診断による肺がん及び結核等の読影						
6 尿検査	蛋白 糖 潜血 ウロビリノーゲン						
7 心電図検査	安静時心電図 12誘導	146	50	70	17	9	・35歳と40歳以上 ・30歳～39歳の希望する職員（35歳を除く）
8 血液検査	T P、A G 比、T-B i l 、A L P、L D H、A M Y、T-c h o、L D L-c、H D L-c、T-G、B U N、C R E A、蛋白分画、血糖、U A（尿酸）、G O T、G P T、γ-G T P、R B C、W B C、H b、H t	151	50	75	17	9	・35歳と40歳以上 ・30歳～39歳の希望する職員（35歳を除く） ・上記以外の船舶職員で希望する職員
9 胃部X線撮影	間接、直接又はデジタル撮影を行い、写真診断による読影（造影剤（バリウム）使用）	80	50	15	10	5	・30歳以上の希望する職員
10 胃内視鏡検査		35	10	15	5	5	・50歳以上の希望する職員
11 便潜血検査	便中ヘモグロビン（2回法）	126	50	50	17	9	・40歳以上 ・30歳～39歳の希望する職員
12 咳痰検査	咳痰細胞診	20	10	10	0	0	受診要件を満たす ・40歳以上の職員 ・30歳以上の希望する職員
13 眼底検査	眼底（片眼）	60	30	30	0	0	・30歳以上の希望する職員

上記検査項目のうち、撮影したエックス線フィルム、心電図及び採取した血液の判定については、専門の医師が行うものとし、また、撮影したエックス線フィルムについて撮影ぶれ若しくはその他の理由により判読できないときは、再度撮影して読影を行うものとする。

(2) 特別定期健康診断

項目	内容	予定のべ人数					対象者
		計	農政	漁調	植防 福岡 支所	植防 福岡 空港	
1 聴力検査	オージオメーター	18	0	18	0	0	船舶機関部職員
2 握力検査		46	0	46	0	0	船舶職員
3 伝染病検査	サルモネラ菌、赤痢菌、病原性大腸菌及びO-157	48	0	48	0	0	船舶司厨部職員
4 寄生虫検査	虫卵検査	8	0	8	0	0	船舶司厨部職員
5 皮膚検査	問診（洗剤等による皮膚の炎症）	8	0	8	0	0	船舶司厨部職員
6 腰部検査	問診	8	0	8	0	0	船舶司厨部職員
7 血圧測定	座位測定	60	0	60	0	0	
8 血液検査	貧血（RBC、Hb）	79	0	60	11	8	船舶職員及び植物防疫所における特定有害業務に従事する職員で、使用薬品ごとに対象者及び検査項目について事前に提示する。
	肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）	98	0	60	22	16	
	血清中コレステロール活性値（ChE）	102	0	60	26	16	
	白血球（WBC）	72	0	60	4	8	
	全血比重	72	0	60	4	8	
	ヘマトクリット値（Ht）	72	0	60	4	8	
9 自覚症状の検査及び診察	「特別健康診断個人票」については、植物防疫所と受注者が協議の上決定する。	144	0	60	48	36	
10 尿検査	蛋白	76	0	60	12	4	
	糖	60	0	60	0	0	
	潜血	60	0	60	0	0	
	ウロビリノーゲン	60	0	60	0	0	
	尿比重	60	0	60	0	0	
	有機溶剤健診(メチル馬尿酸、馬尿酸)	86	0	60	16	10	

(3) その他の健康診断及び検診

項目	内容	予定人数					対象者
		計	農政	漁調	植防 福岡 支所	植防 福岡 空港	
1 乳癌検査	マンモグラフィ（2方向）	20	12	6	1	1	希望する女性職員
	超音波	23	12	6	2	3	
2 子宮癌検査	内診、子宮頸部細胞診	25	12	10	1	2	希望する女性職員
3 臨時の健康診断			4	1	1	1	超過勤務が一定の条件に達した職員
	問診	自覚症状、他覚症状					
	血圧測定	座位測定					
	尿検査	蛋白					
		糖					
		潜血					
		ウロビリノーゲン					
4 情報機器作業健康診断	TP、AG比、T-Bil、ALP、LDH、AMY、T-chol、LDL-c、HDL-c、T-G、BUN、CREA、蛋白分画、血糖、UA（尿酸）、GOT、GPT、γ-GTP、RBC、WBC、Hb、Ht		47	12	20	8	希望する職員
	自覚症状、筋骨格系、屈折、眼位、近点距離、近視視力、5m視力						

2 一般定期健康診断の実施場所及び実施予定期

実施場所は、受注者の医療機関のほか、以下に示す場所とする。

場 所	実施予定期 及び実施回数	予定人数
九州農政局福岡市庁舎会議室及び同駐車場 (住所) 福岡市博多区住吉3-17-21	6月～9月のうち 1回実施	1 検査項目の（1）及び（2）のうち「農政」欄に記載の予定人数
福岡港湾合同庁舎会議室及び同駐車場 (住所) 福岡市博多区沖浜町8-1 (対象官署) 九州漁業調整事務所、 門司植物防疫所福岡支所	6月～8月のうち 3回に分けて実施	1 検査項目の（1）及び（2）のうち「漁調」及び「植防福岡支所」欄に記載の予定人数
福岡空港貨物ターミナルビル会議室及び同駐車場 (住所) 福岡市博多区大字上臼井606 (対象官署) 門司植物防疫所福岡支所（福岡空港）	6月～7月に 1回実施	1 検査項目の（1）及び（2）のうち「植防福岡空港」欄に記載の予定人数

令和 8 年度 ○○○定期健康診断個人別受診項目一覧表(発注書)

別紙2

○：受診項目